

第9章 計画の推進体制

「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を形成していくためには、良好な自然を保全しつつ、市街地に自然や緑を増やし、これらを自然や緑のネットワークでつなぐことが重要で、そのためには、市が進める施策に沿って市民一人ひとりが取り組んでいくことが大切である。さらにそこに人と人をつなぐネットワークがあれば、取り組みのもつ力は非常に大きなものになる。

また、市の施策を進めるにあたっては、各課の協力、連携が不可欠である。加えて計画の実効性を高めていくためには計画の進捗状況について監視を行う体制が必要になる。

1. 施策の推進

1-1. 各種施策に関する条例・規則の充実

自然環境や緑の保全、整備、育成、また、景観の保全に関わる取り組みを推進するため、これらをバックアップする条例・規則の充実を行う必要がある。

2. 推進体制

2-1. 「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」を土台とした市民、市民団体、事業者、関係団体の取り組みの推進

市内の市民団体、事業者、個人など多くの団体、個人など様々な人達がゆるやかなつながりで集まる、「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」を設立する。

「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」は情報交換、人的交流を目的とする「ゆるやかなつながり」と位置づけ、その情報交換、人的交流が、シンボル公園ネットワーク計画の市民、事業者などの活動のための基盤としての役割を担う。

2-2. 庁内横断組織「シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）」の設置

本計画は、公園だけでなく、自然環境や緑地及び観光の将来像の実現に関する課題を示すものであることから、施策の展開は公園緑地課だけでなく、関係各課がそれぞれの事業の中に、本計画の施策を取り入れていくことが必要である。

計画の推進、特に施策の実施においては、庁内で横断的な課題を検討するなど、各課での連絡調整が必要となる。そこで、本計画策定の土台となった策定部会、幹事会をベースに、「シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）」を設置し、関係各課の連絡調整、情報提供、進行管理を実施する。

公園緑地課は「シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）」の事務局として、庁内の関係各課との連絡調整と情報提供の役割を担うほか、市民、市民団体、事業者、関係者との相互情報の交流を図る。

3. 計画推進のイメージ

